事業年度 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損 又は連結 法人名 金算入に関する明細書 事業年度 (四) 取得した代替資産の種類 20 公共事業者の名称 1 資産に 代 替 資 産 の 帳 簿 価 額 を 渡 減額し、又は積立金と 21 昭 収用換地等による譲渡年月日 2 て積み立てた金額 巫 代替貨産の取得のため(I7) 産 簿 又は(17)のうち特別勘定残 価 | と | 額に対応するものから支出 0 譲渡資産の 額 した金額 明 絮 Ō 額 縮 限 度 額 譲渡資産の収用換地等)あった 細 23 4 算 $(22) \times (19)$ 部分の帳 価 額 圧縮 限度超過 場 24 (21) — (23) 取得した補償金等 の額 5 特別勘定に経理した金額 25 特 保留地 特別勘定の対象となり得る金額 P66参照 26 別 (17) — (22)智 交換取り 勘 繰 入 限 度 額 27 $(26) \times (19)$ 定 入 限 度 超 過 支出した譲渡経費の額 8 額 28 譲 を (25) — (27)当初の特別勘定の金額 設 譲渡経費に充て 5 ため 翌 (25) — (28)交付を受けた 金 額 期 け 繰 同上のうち前期末までに 30 差引譲渡経費 の額 益金の額に算入された金額 た 越 0 10 (8) - (9)当期中に益金の額に算入 額 場 31 補償金等又は保対価に係る譲渡経(5)+(6) 星地の 費の額 べき金 す 0 額 \mathcal{O} 11 合 計 $(10) \times \frac{(5)}{(5) + (6) + (6)}$ 期末特別勘定残額 計 32 (29) - (30) - (31)交換取得資産に係る譲渡を費の額 12 (10) — (11)交換取得資産の種類 33 交 補償金等の額又は保 対価の額に対応する((4) × (5) + (6) 留地の 簿価額 交換取得資産の帳簿価額を 13 34 $(4) \times \frac{(5)}{(5)+(6)+}$ 減 取 額 した 価 額 得 交換取得資産の価額 交換取得資産の価額に計応する 資 14 (7)帳簿価額 産 圧 (4) - (1)交換取得資産の価額 に 縮 0 に対応する帳簿価額 36 取得した補償金齢の額 15 換 V (4) 又は(14) 差 (5) 限 取 7 交換取得資産につき 得 帳 同上に係る譲渡経費の額 支払った交換差金の額 度 箵 簿 16 $(10) \times \frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$ 産 交換取得資産に係る 価 割 額 1 譲渡経費の額38 額 帳 差 引 補 償 金 等 の 額 (10) 又は(12) を 簿 0 合 17 (15) — (16)減 価 額 計 39 額 (36) + (37) + (38)0 補償金等の額に対応する帳簿価額 L 18 算 $(4) \times \frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$ 縮 限 度 額 計 40 (35) — (39)差 益 合 合 算 圧 限 度 超 過 縮 (17) — (18)19 41 (34) — (40)(17)

別

表十三

--

Ł

兀

•

以

後

終了

事 業

年度又は連結事業

度

分

別表十三(四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条 第8項」	00356	「21」欄の金額(「23」 欄の金額を超える 場合には、同欄の 金額)
	「第64条の2第7項において 準用する第64条第1項」又は「 第64条の2第8項において準 用する第64条第8項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第8項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00548	

^{※ 「}第64条第8項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」、「第65条第3項において準用する第64条第8項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第 64条の2第2項」	00357	「25」欄の金額(「27」 欄の金額を超える 場合には、同欄の
換地処分等に伴い資産を取得した場 合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	金額)

^{※ 「}第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の 特例の適用を受ける場合が該当します。

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場 合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条 第5項」		「34」欄の金額(「40」 欄の金額を超える 場合には、同欄の 金額)

^{※ 「}第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

[※] 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。